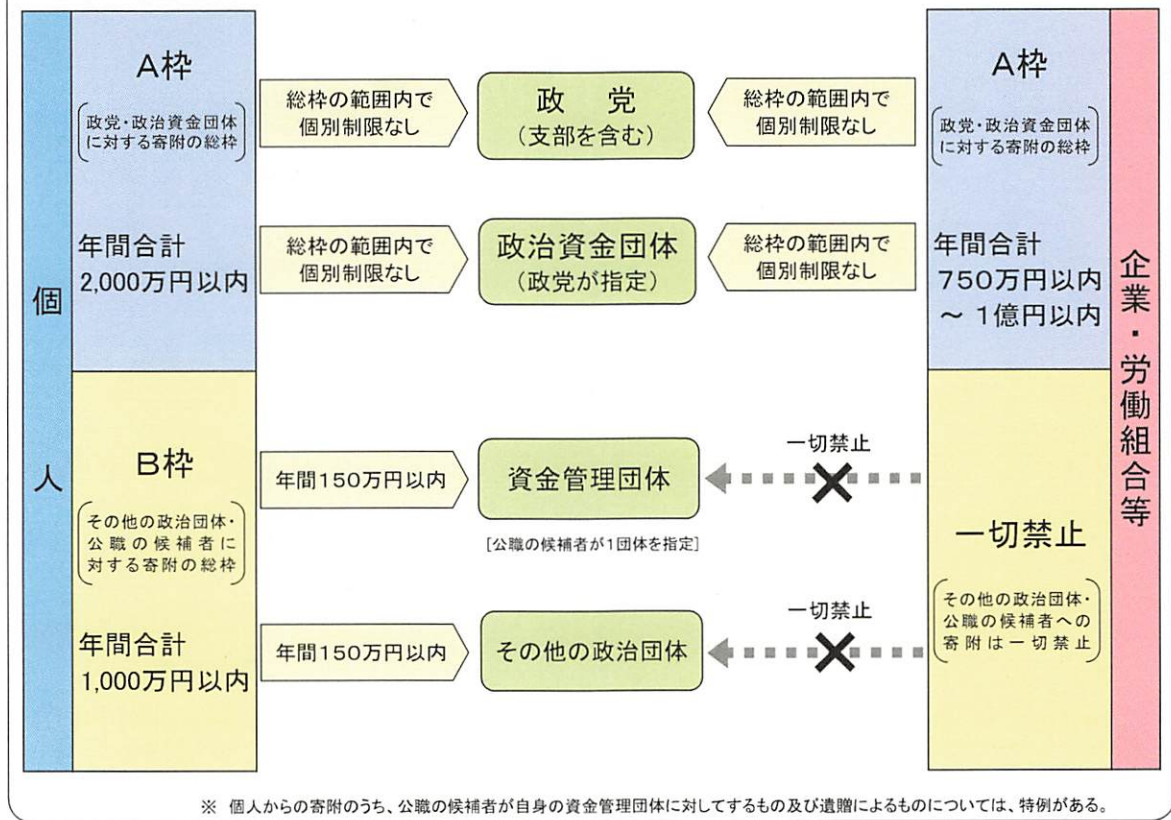
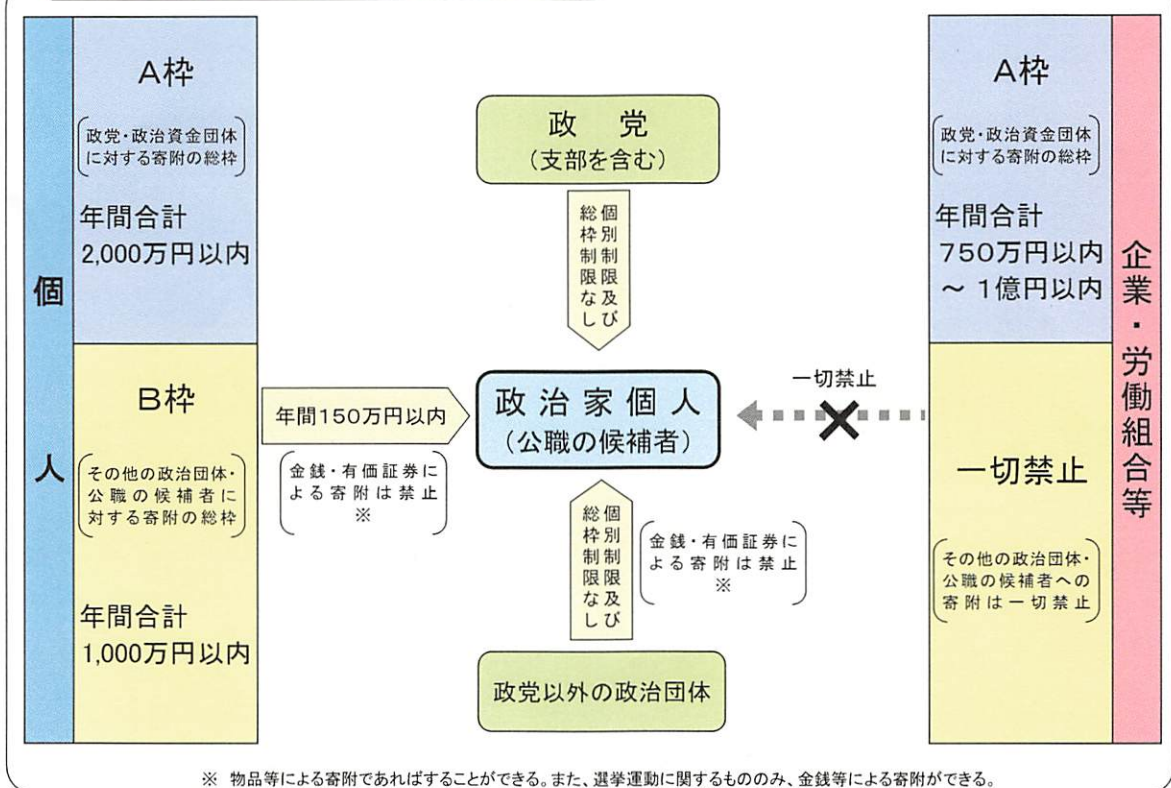


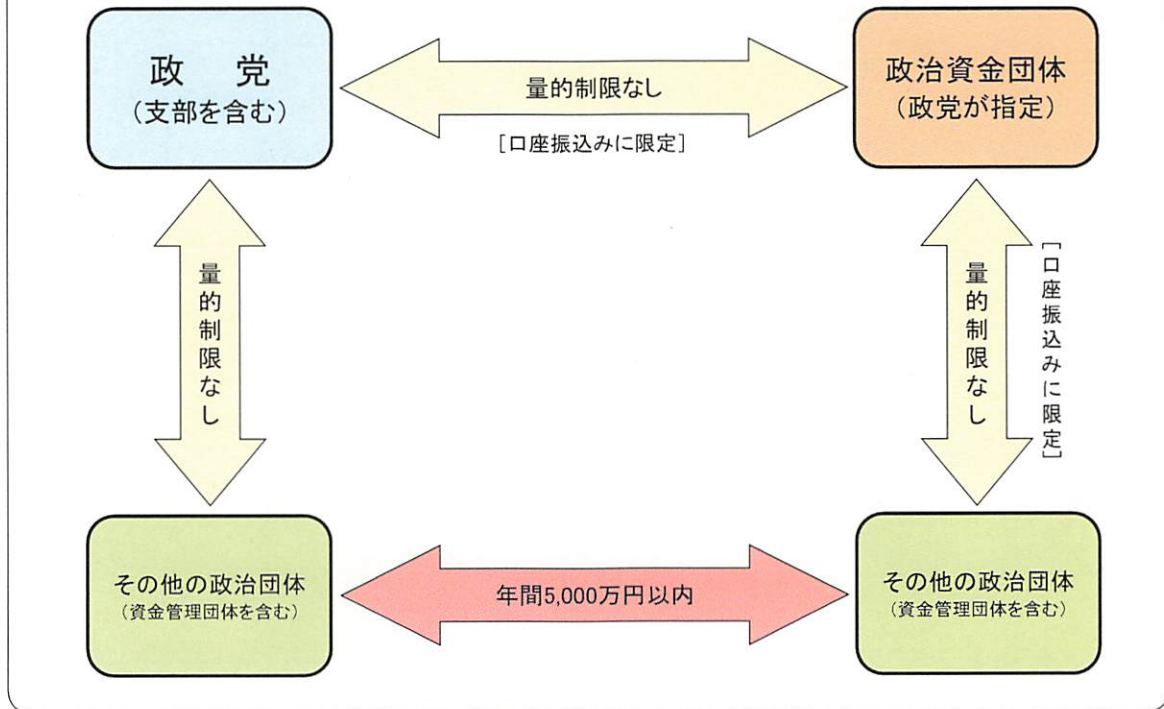
政党・政治団体への政治資金の流れ



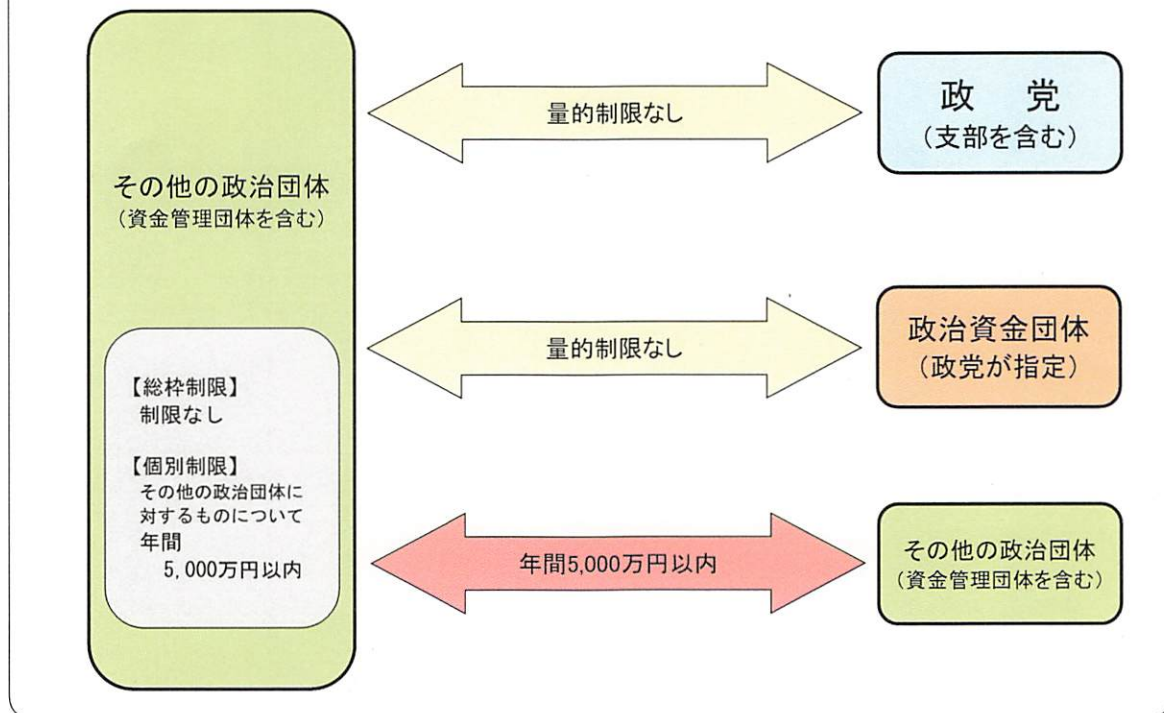
政治家個人への政治資金の流れ



政治団体間の政治資金の流れ



その他の政治団体から見た政治団体間の政治資金の流れ





令和2年分政党交付金の交付決定

政党助成法に基づく各政党からの基準日（令和2年1月1日）現在の届出により、各政党への政党交付金の交付額について、本日下午記のとおり決定しました。

記

自由民主党	17,261,364,000円
立憲民主党	4,290,207,000円
国民民主党	4,648,376,000円
公明党	3,029,325,000円
日本維新の会	1,853,106,000円
社会民主党	362,769,000円
NHKから国民を守る党	167,518,000円
れいわ新選組	161,018,000円

（注1） 政党の記載順は、令和2年1月1日（基準日）現在の各政党からの届出による所属国会議員数順（同数の場合は五十音順）によるものです。

（注2） 第1回目の交付は、4月10日までに請求書を提出した政党に対して、4月20日に上記の4分の1の額を交付します。

（政党交付金は、年4回に分けて（4月、7月、10月、12月）、各政党からの交付請求に基づいて交付されます。）

（連絡先）

自治行政局選挙部政党助成室

担当：和出係長

電話：（代表）03-5253-5111

内線 23194

（直通）03-5253-5582

（FAX）03-5253-5583

（E-mail）senkyo.shikin@soumu.go.jp

（注）迷惑メール防止のため、メールアドレスの一部を変えています。「@」を「@」に置き換えてください。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳					項目別区分		組織活動費(政策活動費)		備考
支出の目的	金額				年月日		支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)	
	十億	百万	千	円					
政策活動費		50	000	000	31	1 10	二階 俊博	和歌山県御坊市島103-1	
政策活動費		30	000	000	31	1 22	二階 俊博	和歌山県御坊市島103-1	
政策活動費		20	000	000	31	1 23	森山 裕	鹿児島県鹿屋市今坂町10118-15 グランドスイート西原701号室	
政策活動費		5	000	000	31	1 23	甘利 明	神奈川県大和市中央林間3丁目22番16号 アルス中央林間グランデンス601号	
政策活動費		3	000	000	31	1 23	二階 俊博	和歌山県御坊市島103-1	
政策活動費		5	000	000	31	1 23	岸田 文雄	広島県広島市南区比治山町6番29号	
政策活動費		20	000	000	31	1 23	吉田 博美	長野県下伊那郡松川町元大島3043-9	
政策活動費		5	000	000	31	1 23	加藤 勝信	岡山県笠岡市中央町22番地1 美保ビル403号	
政策活動費		30	000	000	31	2 28	二階 俊博	和歌山県御坊市島103-1	
政策活動費		50	000	000	31	3 6	二階 俊博	和歌山県御坊市島103-1	
政策活動費		18	000	000	31	3 28	二階 俊博	和歌山県御坊市島103-1	
政策活動費		30	000	000	31	4 12	二階 俊博	和歌山県御坊市島103-1	
政策活動費		3	000	000	31	4 18	二階 俊博	和歌山県御坊市島103-1	
政策活動費		15	600	000	1	5 8	甘利 明	神奈川県大和市中央林間3丁目22番16号 アルス中央林間グランデンス601号	
政策活動費		50	000	000	1	5 15	二階 俊博	和歌山県御坊市島103-1	
この頁の小計		334	600	000					
その他の支出									
合計									

(注1) 5万円以上の支出はすべて個別に記載し、5万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

(注2) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の()の中の項目ごとに、最後の頁に記載してください。

(注3) 費目ごとに適宜、小分類し、それぞれ別業としてください。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳					項目別区分		組織活動費(政策活動費)	
支出の目的	金額				年 月 日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備考
	十億	百万	千	円				
政策活動費		5 0	0 0 0	0 0 0	1 5 21	二階 俊博	和歌山県御坊市島103-1	
政策活動費		3 0	0 0 0	0 0 0	1 5 22	二階 俊博	和歌山県御坊市島103-1	
政策活動費		5 0	0 0 0	0 0 0	1 5 29	二階 俊博	和歌山県御坊市島103-1	
政策活動費		3 8	0 0 0	0 0 0	1 5 31	二階 俊博	和歌山県御坊市島103-1	
政策活動費		3	0 0 0	0 0 0	1 6 4	二階 俊博	和歌山県御坊市島103-1	
政策活動費		5 0	0 0 0	0 0 0	1 6 5	二階 俊博	和歌山県御坊市島103-1	
政策活動費		1 0	0 0 0	0 0 0	1 6 6	橋本 聖子	千葉県大網白里市北飯塚175-16	
政策活動費		3	0 0 0	0 0 0	1 6 6	金田 勝年	秋田県能代市中和一丁目16番2号	
政策活動費		5	0 0 0	0 0 0	1 6 6	林 幹雄	千葉県銚子市清川町4丁目1043番地	
政策活動費		5	0 0 0	0 0 0	1 6 6	松島 みどり	東京都墨田区東向島4丁目1番1-1305	
政策活動費		5	0 0 0	0 0 0	1 6 6	山口 泰明	埼玉県比企郡川島町大字正直714番地	
政策活動費		1 0	0 0 0	0 0 0	1 6 6	萩生田 光一	東京都八王子市暁町1丁目33番4号	
政策活動費		1 0	0 0 0	0 0 0	1 6 6	甘利 明	神奈川県大和市中央林間3丁目22番16号 アルス中央林間グランデンス601号	
政策活動費		1 0	0 0 0	0 0 0	1 6 6	岸田 文雄	広島県広島市南区比治山町6番29号	
政策活動費		1 0	0 0 0	0 0 0	1 6 6	加藤 勝信	岡山県笠岡市中央町22番地1 美保ビル403号	
この頁の小計		2 8 9	0 0 0	0 0 0				
その他の支出								
合計								

(注1) 5万円以上の支出はすべて個別に記載し、5万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。
(注2) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の()の中の項目ごとに、最後の頁に記載してください。
(注3) 費目ごとに適宜、小分類し、それぞれ別業としてください。